

2025 年 6 月

当法人におけるダイレクト納付導入のご紹介



アーセプト税理士法人
社員税理士 舘岡 一

当法人では、2024 年度より税務署からの納付書発送が廃止されることを機会に、関与先の皆様方に申告所得税、法人税、法人地方税、消費税、法人県民税・市民税、事業税のほか、毎月の源泉所得税や個人住民税の納付については、特に利便性を感じていただけたと考え、ダイレクト納付に事務所を挙げて取り組むことといたしました。

当法人では中長期的なご支援を考慮し主として若手職員が中心となり、関与先様に訪問した際にダイレクト納付がどのようなものか説明をさせていただき、多くの関与先様から「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」及び「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」提出のご依頼を受けることができました。

当法人は、その上で関与先様と密にコミュニケーションを取りながら手続きを進め、「ダイレクト納付口座の手続き完了に関するお知らせ」が到着した後、関与先様にお伺いし無償でセットアップ及び初回入力支援を行うこととしております。

既に始められていた関与先様を含め、全体の **72%**の関与先様が始められ、前向きに検討中の関与先様を含めれば **80%以上**となる見込みです。

そこで、当法人のこれまでの取り組みをご紹介しますことで、ダイレクト納付の理解を深めていただきたい思いから、以下において支援に携わった当法人担当者及び関与先様の声をご紹介します。

(担当者のコメント)

- ① T K Cをご利用頂いている関与先様には、「T K Cかんたんキット」で簡単に納税できることをご説明させていただきました。
- ② ダイレクト納付が、今までの納付と何が変わったのかを説明させていただきました。
- ③ 申請書の提出から手続き完了まで1ヶ月以上かかり、その後のセットアップ・入力支援の説明までトータルで3か月程要しました。
- ④ 初回入力支援を一緒に行っただけでは問い合わせが多いと考えましたので、それぞれのシステムに対応したマニュアル（使用画面に準じた手順書）を作成してお渡ししました。
- ⑤ ダイレクト納付の手順について、実際の納付を基にご支援させていただきました。
慣れるまで何回でも一緒に納付入力作業を行い、電話でも対応させていただきました。

(関与先様からのコメント)

- ① 会社が銀行まで遠いため、会社内で納付手続きができるのは、銀行に行く時間と手間が省けてとても便利です。5～10 分程度で納付が完了し、本当に納税作業が終わったのかと驚きました（S 社様）。
- ② 銀行の営業時間外でも、夜の 12 時までに自宅のパソコンで納付手続きができるので、とても便利だと思いました（K 社様）。
- ③ 特に、毎月行う源泉所得税や住民税の納付がとても便利だと思いました（H 社様）。
- ④ 納付日が期日指定できてとても便利です。また、国税については自動ダイレクト納付ができて便利ですが、まだ、地方税 eLtax は導入されていないため、ぜひ導入して欲しいと思います（N 社様）。

(今後の取組と課題について)

- ① 地方税でダイレクト納付が可能な、固定資産税、都市計画税、自動車税、軽自動車税についてもご支援を検討したいと考えます。
- ② 「T K C かんたんキット」が事業所税のダイレクト納付に対応していないので、システム改善を希望します。
- ③ 「法定調書」「入湯税」など、関与先様ご自身で申告していただいているものがありますが、関与先様の電子証明書がないため（弊社における代理送信は税理士認証を使用）、電子申告及び電子納税ができないとの相談があります。電子証明書がなくともダイレクト納付ができるよう制度改正を希望します。

（商業登記電子証明書などの法人電子認証をお持ちでないケースですが、代表者の方の公的個人認証（マイナンバー電子証明書）を使用して、電子申告や電子納税を行うことが可能です。また、電子認証を読み込む I C カードリーダーが必要です。）

(参考)ダイレクト納付フロー図

